

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	湯梨浜町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.yurihama.jp/page.cgi?p=22

執行機関名 湯梨浜町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	湯梨浜町特別医療費助成条例(平成16年湯梨浜町条例第112条)に基づく医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの(ひとり親家庭)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第5の項 湯梨浜町特別医療費助成条例(平成16年湯梨浜町条例第112条)に基づく医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの(ひとり親家庭)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	湯梨浜町特別医療費助成条例(平成16年湯梨浜町条例第112条)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>身体障がい者その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費について助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もつてその福祉を増進することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		湯梨浜町特別医療費助成条例(平成16年湯梨浜町条例第112条)